# 公募のお知らせ

### 1. 発注案件の概要

#### (1) 件名

使用済自動車の再資源化等に関する法律 第七十八条第1項に規定する再資源化預託金等の取 戻し申請に関する業務マニュアルー式の製作及び送付作業

(2)納入場所

東京都港区芝大門一丁目1番30号 日本自動車会館11階

(3)件名の仕様

別途仕様書(案)に記載

(4)履行期限

契約締結日より 2008年8月15日(金)まで

#### 2. 発注手続き

公募型指名競争

### 3. 応募資格

競争参加招請者として選定されるためには、単体企業として、以下のすべての要件を満た す必要があります。また、応募者と実業務を行う企業と異なる場合は実業務を行う企業の詳 細を明らかにした書面を応募者と実業務を行う企業との連名にて提出することとします。

### <特定要件>

- ① 直近5年間の間に各種マニュアル製作又は印刷の経験があること
- ② 完成データを印刷物と共に納品できること
- ③ 打合せを行うため、JARC に無理なく来訪できる営業拠点を有していること
- ④ 業務上得た情報は機密情報としてその漏洩防止が行えること

### <一般要件>

1	1	成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者
		でないこと。
	2	その他、公序良俗に反する企業又は団体でないこと。
2	会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと本財団が認めたものを除く。)でないこと。	

### 4. 応募方法

#### (1) 競争参加応募用紙の入手方法

競争参加応募用紙は、希望者宛に郵送いたしますので E-Mail または FAX にて下記窓口までお申し込み下さい。なお、電話による申込は受付しません。

申込む際の様式は任意としますが、必ず「再資源化預託金等の取戻し申請に関する業務マニュアルー式の製作」とし明記の上、会社名・担当者名・住所・電話番号・FAX番号・E-Mailを記入して下さい。

E-Mail による場合は、件名に「再資源化預託金等の取戻し申請に関する業務マニュアルー式の 製作公募の競争参加の応募用紙入手希望」とし、上記同様会社名等を入力して送信して下さい。 (2)競争参加応募の際提示いただくもの

○競争参加応募用紙

#### <記載方法>

- ①応募会社の会社名・代表者名・担当者名・住所・電話番号・FAX 番号・E-Mail・URL(アドレス) 実際に製作を行う会社の会社名・代表者名・担当者名・住所・電話番号・FAX 番号・E-Mail・URL(アドレス)
- ①②が同一の場合は①のみとなります。

応募会社及び製作会社の主な業務内容

応募資格1.2.の特定要件について、実際に実務を行う会社が該当することの説明

- ・業務上得た情報は機密情報としてその漏洩防止するための対策案
- ・今回の応募にあたっての自社 PR
- ○応募会社及び製作会社の会社案内(パンフレット等)
- (3)競争参加応募用紙の入手受付期間及び競争参加応募の受付期間
- 2008年7月8日(火)から2008年7月14日(月)まで

平日 9:00~12:00、13:00~17:00

なお、土曜日、日曜日及び祝祭日は取り扱いません。

- (4)競争参加応募用紙等に用いる言語、通貨及び単位
- 日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51条)
- (5)関係法規
- 日本国内の関連法規・条例
- (6)本件に関する窓口
- (財)自動車リサイクル促進センター 資金管理センター 輸出返還業務担当

Fax 03-3438-1601

E-Mail shinkin-s@iarc.or.jp

〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目1番30号 日本自動車会館 11階

### 5. 競争参加招請者の決定等

### (1)競争参加招請者の決定

競争参加応募用紙等の記載内容等から以下の観点を基に判定する。

応募資格を満たし、不誠実な行為の有無、規模・信用の状態、法律上必要とされる資格、履行 実績、実務的能力、サービス体制において、本財団が適当であると判断した応募者は、競争参 加招請者として選定されます。競争参加者として招請した者について破産または会社更正若し くは民事再生の申立があった場合は、その者に対する招請を取り消します。

### (2) 通知並びに公表の時期及び方法

競争参加招請者として選定された方については、4. (3)の応募書類の受付期限から概ね1週間以内(2008年7月18日(金)に、本財団から「見積依頼書」、「見積説明書」及び「仕様書(案)」等を送付し、この「見積依頼書」の送付をもって競争参加招請通知といたします。なお、競争参加招請者の選定から漏れた方には特段通知等を行いませんので予めご承知おき願います。又、応募者が本財団に提出した一切の書類は返却いたしません。

#### 6. 見積書の提出

### (1)仕様説明会

競争参加招請者を対象に、仕様書の送付をもって、仕様説明会に代えさせていただきます。 なお、仕様書に関する質問は、後日通知する期日までに E-Mail (日本語) で行うこととします。 (2) 見積書提出期限

競争参加招請者には、本財団の指定する期間内に、仕様書に基づいた見積書及び見積内訳書を4.(6)に示す場所に持参又は郵送により提出していただきます。

#### 7. 契約の相手方の決定方法等

#### (1)契約相手方の決定方法

本財団が決定した契約制限価格の範囲内で最も低額の見積書を提出した競争参加招請者と、契約条件・体制等について確認し合意すれば契約の相手方とします。

#### (2)結果の通知等

契約相手の決定後、インターネットの本財団ホームページ(<a href="http://www.jarc.or.jp/">http://www.jarc.or.jp/</a>)に契約相手名を公告いたします。

#### 8. 失格条件

- (1)提出書類に虚偽の記載のあるもの。
- (2)提出期限内に提出されなかったもの。
- (3)評価結果に影響を与えるよう、工作が行われたもの。
- (4) 所定の方法以外で、関係者に直接、間接を問わず質疑し、もしくは指導を求めたもの。なお、調達手続きにおいて不透明な働きかけや不正な手続きが認められる場合、厳しくこれを排除するべく必要な措置を講じます。

# 9. 不正な共同行為に関する提供情報への対応

競争参加者間で事前に不正な取り決めが行われている等の情報が本財団に寄せられ、その情報が見積合わせの結果と一致した場合等、本財団が不正の事実があったと疑うに足りる十分な理由があると判断した場合については、原則として契約相手の選定手続きを一旦中止し、発注方法等を変更したうえで、契約相手を選定します。

# 10. その他

(1) 応募に必要な費用、見積書及び技術資料の作成、提出及び説明に関する一切の費用は応募者(競争参加招請者)の負担とします。